

税務通心

1兆円を超えたふるさと納税どこの団体が1位？

総務省が公表した調査結果※によれば、令和5年度のふるさと納税の受入額が前年度と比べて約1.2倍の約1兆1,175億円となりました。ふるさと納税導入後、はじめて1兆円を突破しました。

1 ふるさと納税の概要

(1) ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、国から指定を受けた地方公共団体（以下、団体）に対して個人が行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除（上限あり）する制度です。令和6年度の住民税を計算する上で「ふるさと納税」を適用した人の数は、上記結果では、約1,000万人ありました。

(2) 適用方法

ふるさと納税は、原則、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、ふるさと納税の寄附先が5ヶ所以内の場合には、寄附先の団体へ申し出ることによって、確定申告をすることなく、同様の効果が得られます。これを“ワンストップ特例制度”といい、上記(1)の5割強に相当する536万人強が適用しています。

2 受入額が最も多い団体

令和5年度におけるふるさと納税受入額の多い上位5団体は、次のとおりです。ふるさと納税の返礼品サイトを利用された経験のある方でしたら、お馴染みの団体名ではないでしょうか。

	団体名	受入額(百万円)	受入件数(件)
1	宮崎県都城市	19,384	1,012,796
2	北海道紋別市	19,213	1,243,201
3	大阪府泉佐野市	17,514	1,174,877
4	北海道白糠町	16,778	1,074,349
5	北海道別海町	13,903	923,046

出典：総務省HP「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」

3 市町村民税控除額が最も多い団体

他方、令和6年度における住民税の課税で、市町村民税控除額が多い上位5団体は、次のとおりです。

適用額が多いほど、住民税の流出が多いことを意味します。上位20団体のうち、市町村民税控除額を控除適用者数で割った1人当たりの平均額を計算したところ、11位の東京都港区が約15万円と、上記1位の神奈川県横浜市の約7万円の2倍を超える控除額でした。

なお、令和6年4月で指定取消の満了を迎えた兵庫県洲本市は、令和6年度中の復帰は困難であり、適切な時期に判断する旨が同市のホームページに掲載されていました。団体指定は10月から切り替わります。どの団体が指定を受けるのでしょうか。

	団体名	市町村民税控除額(百万円)	控除適用者数(件)
1	神奈川県横浜市	30,467	439,267
2	愛知県名古屋市	17,654	255,163
3	大阪府大阪市	16,655	279,922
4	神奈川県川崎市	13,578	207,616
5	東京都世田谷区	11,028	146,812

出典：総務省HP「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」

参照：総務省HP「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」https://www.soumu.go.jp/main_content/000960659.pdf

労務通心

健康保険証が廃止されますマイナ保険証のご準備を

2024年12月2日に健康保険証が廃止され、代わりにマイナンバーカードを使用する「マイナ保険証」の本格利用が始まります。それまでに、マイナンバーカードを作成し、医療機関の窓口で利用できるように、事前に利用登録をしておく必要があります。

1 健康保険証の廃止

従業員が健康保険の被保険者となったときや、従業員の家族が健康保険の被扶養者となったときには、健康保険証が発行されます。この健康保険証の新規発行が終了し、2024年12月2日以降は新規で発行されなくなります。

なお、すでに発行されている健康保険証は、経過措置として最大1年間(2025年12月1日まで)使用できます。それより前に健康保険証に記載されている有効期限が到来した場合や、転職・転居などにより保険者に異動が生じた場合は、その時点で失効となります。

2025年12月1日までに従業員が退職したり、家族が被扶養者でなくなったりすること等で使用できなくなった健康保険証は、これまでどおり、会社で回収する必要がありますが、2025年12月2日以降、使用できなくなった健康保険証は、従業員自身で破棄することが認められています。

2 資格情報のお知らせ

マイナ保険証の本格的な利用に伴い、保険者より「資格情報のお知らせ」が発行されます。協会けんぽの場合は、2024年9月以降、会社を経由して、加入している被保険者および被扶養者の全員に届く予定となっています。

この資格情報のお知らせにより、加入者の資格情報を伝えるとともに、マイナ保険証の利用登録に係る確認も行われることになります。

また、マイナ保険証に対応していない医療機関等を受診する場合や、何らかの事情により医療機関等でマイナンバーカードでの保険証利用ができないなどの場合には、この「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードとともに提示することで、保険診療により受診することが可能となります。

3 資格確認書

マイナンバーカードを作っていない人や、マイナ保険証の利用登録をしていない人もいます。このような人は、保険者から交付される資格確認書を提示することにより、これまでどおりの保険診療を受けられるようになります。

健康保険証の廃止とその後の対応は、従業員やその家族に大きな影響があります。マイナンバーカードの作成やマイナ保険証の利用登録について早めに呼びかけるなど、会社としても従業員への周知に取り組まれることをおすすめします。

参照：[参考] 厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html